

58.20

## 書類、ひな形及び見本の閲覧等について

何人も、特許庁長官に対し、特許、実用新案登録、意匠登録、商標登録又は防護標章登録に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類、ひな形、見本若しくは商標法第5条第4項の物件（以下「書類等」という。）の閲覧若しくは謄写又は特許原簿、実用新案原簿、意匠原簿若しくは商標原簿のうち磁気テープをもって調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付（以下「閲覧等」という。）を請求することができる<sup>注1</sup>（特許庁において廃棄処分とされたものを除く。）。

ただし、以下の1.から6.までに掲げるとおり特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、上記の限りではない。

なお、特許庁長官は、閲覧等の請求を認めるに当たり、執務に支障あるときは、閲覧等の請求者に対し、閲覧等の日時を別に指定することとする。

特許庁長官は、特許法第186条第2項に基づき、同法第186条第1項第1号から第5号まで（実用新案法第55条第1項において準用、意匠法第63条第1項第1号から第6号まで、商標法第72条第1項第1号から第3号まで）に掲げる書類について閲覧等の請求を認めるときは、当該書類等の提出者に対し、その旨及びその理由を通知する。

1. 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるものは、当該書類等を提出した者でなければ当該書類等（書類等の一部にその旨の記載又は添付書類がある場合は当該箇所又は当該添付書類。以下3.において同じ。）の閲覧等を請求することができない。

ただし、「登録商標」についてはこの限りでない。

2. 無効審判、商標登録取消審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審に係る書類であって、当事者又は参加人から当該当事者又は参加人の保有する営業秘密が記載された旨の申出があったもの、又は判定に係る書類であって、当事者から当該当事者の保有する営業秘密が記載された旨の申出があったものは、明らかに秘密を保持する必要ないと認められるものを除き、当事者及び参加人並びに提出者の同意を得た者でなければ当該書類（書類の一部にその旨の記載又は添付書類がある場合は当該箇所又は当該添付書類）の閲覧等を請求することができない。

3. 個人の名誉又は生活の平穏を害するおそれがあるものは、当該書類等の提出者及び提出者の同意を得た者でなければ当該書類等の閲覧等を請求することができない。

4. 特許、実用新案登録若しくは意匠登録に係る出願書類等又は当該出願の審査に係る書類（以下「出願関係書類等」という。）及び特許若しくは意匠登録に関する拒絶査定不服審判又は意匠登録に関する補正却下決定不服審判

に係る書類等（以下「査定系審判等に係る書類等」という。）については、出願人、出願人代理人、審判請求人、審判請求人代理人及び下記5. の利害関係を証した者でなければ当該書類等の閲覧等を請求することができない。

ただし、出願公開されているもの、設定登録されているもの、協議不成立意匠出願公報に掲載されたもの、及び秘密にすることを請求した意匠にあっては秘密が解除されているものについては、この限りではない。

なお、特許出願等に基づく優先権主張を伴う出願の基礎とされた先の出願又は出願の変更に係る出願のもとの出願に係る出願関係書類等及び査定系審判等に係る書類等について、特定の者でなければ閲覧等を請求することができない場合であっても、当該特許出願等に基づく優先権主張を伴う出願又は出願の変更に係る出願が、出願公開された場合、設定登録された場合、協議不成立意匠出願公報に掲載された場合、若しくは秘密にすることを請求した意匠にあっては秘密が解除された場合には、何人も当該優先権の主張の基礎とされた先の出願又は出願変更のもとの出願に係る出願関係書類等及び査定系審判等に係る書類等の閲覧等を請求することができる。

5. 4. において利害関係を証した者とは、以下に該当することを書面をもって証明した者をいう。

(1) 出願関係書類等の場合

ア. 閲覧等につき出願人の同意を得た者

イ. 拒絶理由通知の理由中に引例された出願について、前記拒絶理由通知を受けた出願の出願人（その者の代理人を含む。）

ウ. 出願公開前又は登録前に、出願人からその発明、考案又は意匠の実施について警告等を受けた者

(2) 査定系審判等に係る書類等の場合

(1) に準ずる。

6. 特許法第186条第1項第1号（改正前特許法第186条第1項第1号<sup>注2</sup>）に規定する特許法第67条の5第2項（改正前特許法第67条の2第2項<sup>注2</sup>）の資料（延長の理由を記載した資料）については、何人もその閲覧等を請求することができる。ただし、当該資料に記載された事項のうち、延長登録出願人から当該延長登録出願人の保有する営業秘密が記載された旨の申出<sup>注3</sup>があった個所及び通常実施権に係る情報については、明らかに秘密を保持する必要がないと認められるものを除き、出願人、出願人代理人及び利害関係を証した者でなければ閲覧等を請求することができない。

(1) 利害関係を証した者とは、以下に該当する者をいう。

ア. 閲覧等につき出願人の同意（ただし、通常実施権に係る情報については、通常実施権を許諾した者及び通常実施権者の同意も必要とする。）を得たことを書面をもって証明した者

イ. 当該延長登録に係る無効審判の請求人又はその代理人であって、審理上その者に閲覧等を認めることが必要であると認められる者

(2) 延長の理由を記載した資料とは、以下に該当する資料をいう（特許法

施行規則第38条の16（改正前特許法施行規則第38条の16<sup>注2</sup>）。

ア. その延長登録の出願に係る特許発明の実施に特許法第67条第4項（改正前特許法第67条第2項<sup>注2</sup>）の政令で定める処分を受けることが必要であったことを証明するため必要な資料

イ. 特許法施行規則第38条の16第1号（改正前特許法施行規則第38条の16第1号<sup>注2</sup>）の処分を受けることが必要であったためにその延長登録の出願に係る特許発明の実施をすることができなかつた期間を示す資料

ウ. 特許法施行規則第38条の16第1号（改正前特許法施行規則第38条の16第1号<sup>注2</sup>）の処分を受けた者がその延長登録の出願に係る特許権についての専用実施権者若しくは通常実施権者又は当該特許権者であることを証明するため必要な資料

なお、特許法第67条の5第2項（改正前特許法第67条の2第2項<sup>注2</sup>）の資料において営業秘密が記載された旨を特許庁長官に申し出る場合は、書式第30（書式30の2）により行うものとする。

（改訂令和2年・47）

<sup>注1</sup> 特許に関する書類又は特許原簿のうち磁気テープをもって調製した部分に記録されている事項のうち、通常実施権又は仮通常実施権に係る情報についての閲覧等に關しては、「58. 21」を参照。

<sup>注2</sup> 「令和2年3月9日までの出願については、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第108108号）」が施行されたが、同法附則第2条の経過措置の規定により、改正前の法令が適用される。改正後の条文は2020年3月10日以後の出願に適用されることになる。したがって、2020年3月9日以前の出願には改正後の条文が適用されないため、改正前の条文を記載している。

<sup>注3</sup> 意見書の意見の内容及び上申書の上申の内容並びに拒絶理由通知等（特許庁からの発送書類）は申出の対象外。